



令和5年4月27日

新型コロナウイルスワクチン接種業務及び臨時特別給付金事業 運営委託業務における過大請求について

羽曳野市が発注した新型コロナウイルスワクチン接種業務及び臨時特別給付金事業運営委託業務等の委託業務において、受託者である近畿日本ツーリスト株式会社が過大請求していたことが判明しましたのでご報告いたします。

| | |
|----|---|
| 概要 | <p>令和3年度・令和4年度において羽曳野市が発注した以下の事業について、受託者である近畿日本ツーリストから過大請求があったと報告がありました。</p> <p>【新型コロナウイルスワクチン接種業務委託事業】 対象契約期間：令和3年3月1日から令和5年3月31日まで 対象業務：ワクチンコールセンター等業務・新型コロナウイルスワクチン接種にかかる集団接種業務 過大となった請求額：978万5353円</p> <p>【臨時特別給付金事業運営委託業務】 対象契約期間：令和4年1月13日から令和5年2月28日まで 対象業務：臨時特別給付金事業運営委託業務・価格高騰緊急支援給付金事業運営委託業務 過大となった請求額：384万540円</p> <p>近畿日本ツーリストは、各業務において、委託契約を交わした必要人員数に対し、諸処の事情等により出務数が少なかったにもかかわらず、本市には必要人員通りに請求していたこと等により過大請求が発生したものです。</p> |
| 対応 | <p>4月27日現在、近畿日本ツーリストから報告されている過大請求内容について近畿日本ツーリスト側に全ての契約に係る業務実績・請求・支払い等に係る資料の詳細の提出を要求。</p> |

| | |
|------|---|
| コメント | <p>コメント（辻西保健福祉部長）</p> <p>市の信用と市民からの信頼を損なう事案であり、誠に遺憾です。今回の事案についての全容解明と再発防止に取り組むとともに、事実関係を精査し、過大となった支払い分につきましては返還を求めるなど必要な対応をまいります。</p> |
| 問合せ | <p>保健福祉部 辻西 電話番号 072-958-1111（内線 1100）</p> |